

一般の中小企業退職金共済制度における  
予定運用利回りの見直しの検討について（案）

## 一般の中小企業退職金共済制度における 予定運用利回りの見直しの検討について (案)

中小企業退職金共済法第85条に基づく検討を行った結果、下記のとおり、現時点においては、予定運用利回りの見直しは行わないことが適当である。

### 記

一般の中小企業退職金共済制度（以下「一般中退」という。）の財政状況については、現行の予定運用利回り（1.0%）の下で累積欠損金が減少し、平成18年度末において約151億円まで解消してきたところである。

しかしながら、現在、サブプライム住宅ローン問題を背景として我が国を含め多くの国で株式市場が低迷しており、資産運用の環境は厳しくなっている。また、我が国の当面の景気の先行きについても、緩やかな拡大が続くと予測されているものの、金融市場の変動や原油価格の高騰等のリスク要因がより注視されるようになってきている。

このような状況の中で、一般中退の平成19年度の運用状況は、直近の運用利回りがマイナスとなっており、単年度で損失が生じる可能性が高くなっていることから、現時点では、累積欠損金が確実に解消されるめどが立たなくなっている。

退職金水準の向上や制度の魅力向上は重要な観点であるが、先行きが見通せない中で仮に一般中退の予定運用利回りを引き上げた結果、累積欠損金を再び拡大させることとなれば、健全な財政運営の観点から問題であるばかりでなく、制度の信頼性、魅力を損なうこととなる。累積欠損金については、平成19年12月に総務省 政策評価・独立行政法人評価委員会から「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」においても、着実な解消を図るよう求められているところである。

なお、現行の予定運用利回り（1.0%）は、他の退職金制度と比較しても同等以上の水準となっている。

したがって、現時点での予定運用利回りの見直しは見送ることとし、累積欠損金が解消される段階であらためて見直しを検討することが適当である。